

第 5 回検討会の議論について (規制項目に係る個別論点の整理)

次世代サポート課

1 いわゆる淫行禁止規定について（性行為等）

規定例 1

何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて性行為又はわいせつな行為を行ってはならない。

論点	全ての委員
限定的な規定について	適当

上記に追加する規定

「精神的、知的未成熟又は情緒的不安定に乗じて・・・」

論点	安部 座長	伊藤 委員	轟 委員	峰 委員
「精神的、知的未成熟・・・」等の規定について	賛成	反対 「知的障害」に 限定	賛成	賛成

2 周辺行為について

(1) 「わいせつ行為をさせる」「淫行又はわいせつな行為を教える又は見せる」

① 「子どもにわいせつな行為をさせる」

規定例 2-1

何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせてはならない。

論点	安部 座長	伊藤 委員	轟 委員	峰 委員
「子どもにわいせつな行為をさせる」について	賛成 (限定的な規定)	反対 ・ 県警が示した 17 事例でも該当がなく、立法事実ない。 ・ 訓示規定であれば可。	賛成 (限定的な規定)	賛成 (限定的な規定)

② 「子どもに性行為又はわいせつな行為を『教える』『見せる』」

規定例 2-2

何人も、子どもに対し、自己の（性欲又は）性的好奇心を満たす目的で、性行為若しくはわいせつな行為を見せ、又は教えてはならない。

(第一類型の文言の場合)

何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑（若しくは知的な未成熟）に乗じて、性行為若しくはわいせつな行為を見せ、又は教えてはならない。

論点	安部 座長	伊藤 委員	轟 委員	峰 委員
「子どもに性行為又はわいせつな行為を見せ、教える」について	・ 主観面で絞り込むのが望ましい。	・ 立法事実として示されていない。 ・ 訓示規定であれば可。	・ 客観面で絞り込む。	・ 規定の必要ある。 ・ 「正当な理由なくして」とするものあり。

(2) 「場所を提供し、又は周旋する」

規定例 2-3

何人も、前条第 1 項（規定例 1 の条項を引用）で規定する行為が子どもに対して行われることを知って、そのための場所を提供し、又は周旋してはならない。

論点	全ての委員
「場所を提供し、又は周旋する」について	・ 規定の必要なし。 (教唆・幫助で対応可)

3 深夜外出の制限について

規定例 3

保護者（定義規定を置く）は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜（午後11時から翌日午前4時までの時間をいう。以下同じ。）に子どもを外出させないように努めなければならない。

何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

論点	安部 座長	伊藤 委員	轟 委員	峰 委員
「深夜外出の制限」について	・「深夜」は、「午後11時から翌日午前4時まで」とする。			
	・善意の場合もある。「子どもの意に反して・・・」を入れる。	・子どもの保護の視点で必要だが、構成要件の明確性も考慮すべき。	・「正当な理由のある場合を除き・・・」も一案か。	・「子どもの意に反して・・・」を入れる。
	・事業者の努力義務規定の提案は、県民全体で予防する考えから。	・賛成	・賛成	・賛成

4 その他

(1) 「適用上の注意」に関する規定

規定例 4-1

この条例の適用に当たっては、県民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重するよう配慮しなければならない。

論点	全ての委員
「適用上の注意」に関する規定について	適当 (規定例 4-1 の「県民」は「国民」(安部座長))

(2) 子どもに係る免責規定

規定例 4-2

この条例の罰則は、子どもに対しては、適用しない。この条例に違反する行為をしたとき子どもであった者についても、同様とする。

論点	全ての委員
子どもに係る免責規定について	適当